

【図表1】特定非営利活動  
促進法で定める20分野

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動法人となれる要件

法人（NPO法人）と言います。

法人格を取得した法人を「特定非営利活動

のうち、特定非営利活動促進法に基づき

目的とする事業を行うこと自体は認められ

ていますが、事業で得た収益は様々な社会

貢献活動に充てることになります。NPO

の略称で、様々な社会貢献活動を行い、

構成員に対し収益を分配することを目的と

しない団体の総称です。そのため、収益を

目的とする事業を行うこと自体は認められ

ていますが、事業で得た収益は様々な社会

貢献活動に充てることになります。NPO

の略称で、様々な社会貢献活動を行い、

構成員に対し収益を分配することを目的と

しない団体の総称です。そのため、収益を

目的とする事業を行うこと自体は認められ

ていますが、事業で得た収益は様々な社会

貢献活動に充てることになります。NPO

の略称で、様々な社会貢献活動を行い、

構成員に対し収益を分配することを目的と

しない団体の総称です。そのため、収益を

目的とする事業を行うこと自体は認められ

ていますが、事業で得た収益は様々な社会

>>> 社会

# 初めてのNPO法人 設立ガイド

基礎知識から手続き・運営まで

NPO法人の認証を取得する  
要件とメリット

1. 「NPO」とは

「NPO」とは「Non-Profit Organization」

の略称で、様々な社会貢献活動を行い、

構成員に対し収益を分配することを目的と

しない団体の総称です。そのため、収益を

目的とする事業を行うこと自体は認められ

ていますが、事業で得た収益は様々な社会

貢献活動に充てることになります。NPO

のうち、特定非営利活動促進法に基づき

法人格を取得した法人を「特定非営利活動

法人（NPO法人）と言います。

NPO法人は、誰でも、資金なしで、簡

単に設立することができると最大の特徴

があります。資本金が必要ないだけでなく、

申請手数料も、登記手数料も不要です。た

だし、活動の範囲が【図表1】に示す特定

非営利活動促進法で定める20の分野に制限

されるほか、不特定かつ多数の人の利益に

なることが求められ、社員の資格制限や

情報公開など公益性重視の観点から規制が

設けられています。

2. NPO法人の認証を取得する要件

特定非営利活動促進法で法人格を取得

するには、次のような要件があります。

第一に、団体の主たる活動目的が、【図表

1】に示した20分野の非営利事業の1つま

たは複数に、当てはまる必要があります。

一見して当てはまらないような活動でも、

活動の結果としていずれかに貢献すると考

えられるなら、当てはまる可能性があります。

例えば、自治体の公費等をチェックする

オンブズマンの活動なら、その活動を通じて

よりよい地方自治を実現するのが目的です

から、【図表1】の「③まちづくりの推進を

図る活動」に当てはまると考えられます。



NPO 法人設立運営センター  
代表  
福島 達也

○ [ふくしま・たつや] 東京都出身。  
東京都立大学大学院都市科学研究科修了。民間企業、行政書士事務所、特別公務員等を経て、1988年にNPO法人設立運営センターを開設。現在、田園調布学園大学講師、公益財団法人公益推進協会代表理事等も務める。

第二は、団体が提供するサービスの対象

者が不特定多数でなければならないこと

です。サービスの対象者が、あらかじめ特定さ

れていてはいけません。よく問題になるの

は、会員同士で相互扶助的な活動を行って

いる団体の場合ですが、会員制となってい

ても、誰もが会員になれて不特定多数への

サービスとみなせるもの、主たる活動は

一般に開かれていて従たる活動として会員

向けのサービスを行っているものなら、この

不特定多数の要件をクリアしていると言え

るでしょう。

第三は、社員（会員）の入会資格に不当

な条件を付けないことです。NPO法人の

社員は、企業の社員や従業員とは異なり、

法人の意思決定機関である社員総会にお

いて議決権を持つ会員です。多くの人が参

加しやすく、その参加を基盤とした活動と

なるよう、NPO法人に対して「社員の入会

資格に制限を設けてはならない」という要

件がつけられています。ただし、活動目的

からくる合理的な制約は可能です。例えば、

海外で医療救援活動を行う団体が、医師や



【図表2】NPO法人の認証に必要な11の書類

| 書類名                           | 概要                                                                          |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ① 認証申請書                       | 設立の認証を得るための申請書であり、法人名・代表者名・事務所の所在地・目的を記載します                                 |
| ② 定款                          | 法人の目的や事業運営ルールなどを明文化したものであり、名称・目的・事業などを策定します                                 |
| ③ 役員名簿                        | 役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿です                                      |
| ④ 役員の就任承諾書及び誓約書の謄本            | 当法人の役員になることを承諾し、法令に違反していない旨の書面であり、全役員（理事と監事）に書いてもらいます                       |
| ⑤ 役員の住所又は居所を証する書面（住民票等）       | 通常は住民票のことをいい、全役員から取り寄せます                                                    |
| ⑥ 社員のうち10人以上の氏名及び住所又は居所を示した書面 | 社員が10人以上いることを証明する名簿であり、氏名・住所を記載します                                          |
| ⑦ 認証要件に適合することを確認したことを示す書面     | 当団体が宗教・政治などの団体及び暴力団でないことを確認するものであり、その旨を記載します                                |
| ⑧ 設立趣旨書                       | 法人設立の趣旨書であり、NPO法人化したい趣旨及び申請に至るまでの経過を記載します                                   |
| ⑨ 設立についての意思の決定を証する議事録         | 設立総会の議事録であり、日時・場所・出席者数・審議事項・議事の経過の概要及び議決の結果を記載します                           |
| ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書      | 定款に定めた事業の具体的計画書であり、方針及び実施に関する事項を2年分（初年・翌年）別紙に作成します                          |
| ⑪ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書      | 法人を運営し事業を行うための予算書であり、2年分（初年・翌年）別紙に、かつ特定非営利活動に係る事業以外の事業があればさらに事業区分毎に別紙に作成します |

専門の資格を必要とする合理的な条件です  
ので可能な制約と考えられます。

他の要件としては、「宗教活動や政治上の主義を推進する活動を主たる目的としてはならない」「選挙活動やその類似活動を目的としてはならない」「暴力団の隠れみのの団体でないこと」などが挙げられます。

NPO法人の設立にあたっては、資本金や基金は一切求められません。また、過去

の活動実績や収支規模も必要ではありません。ただし、10人以上の社員（会員）がいるという要件がついています。

### 3. NPO法人を設立するメリット

NPO法人を設立するとどんなメリットがあるのか気になりますね。それによって、NPO法人化しようかどうか迷っているという団体も多いでしょう。設立するメリットとして、次のような事項が挙げられます。

#### ① 社会的信用が高くなる

例えば、個人で行動する場合と、法人として行動する場合とでは、相手の対応や受け取り方が異なります。よほど有名な個人の場合は別として、通常は法人としての行動の方が相手に対するインパクトが強いようです。NPO法人の認証を希望する団体を対象に実施したアンケートでも、ほとんどの団体が、法人格の取得による最大のメリットに社会的信用が高くなることを挙げています。

#### ② 団体名による登記

例えば任意団体の場合、人格がないため、団体名義では登記できず、代表者の個人名で登記することになります。その場合、何らかの事情で代表者が変わるたびに登記の名義変更をしなければならず、その都度、これは譲渡なのか、または単なる名義変更なのかなど面倒なことになりかねません。

任意団体の代表者が死亡した場合は、遺族との間で代表者の個人名義の財産の処理をめぐりトラブルに巻き込まれることもあり

ます。経済的理由で団体が破綻した場合は、代表者が単独で責任を追及される恐れもないとは言えません。このほか、団体の運営を代表者以外の構成員が完全に掌握していかつたり、いつの間にか団体活動が自然消滅し財産をめぐるトラブルが生ずることがあります。NPO法人化は、これらの問題の解決に有効です。

#### ③ 従業員の採用に有利

団体の活動を行うにあたり、議決権を持つ社員ではない、従業員を採用することがあります。その場合、個人事業主として募集するよりも法人の方が、優秀な人材を集めることができます。

#### ④ 公的な事業や補助金等を受けやすい

通常、行政が事業を委託したり補助金を支給する時は、責任の所在を明確にするため、対象者を法人に限定しています。この点については民間助成財団等の助成金についても同様で、法人格のない団体は、補助金や助成金が受けにくいのです。

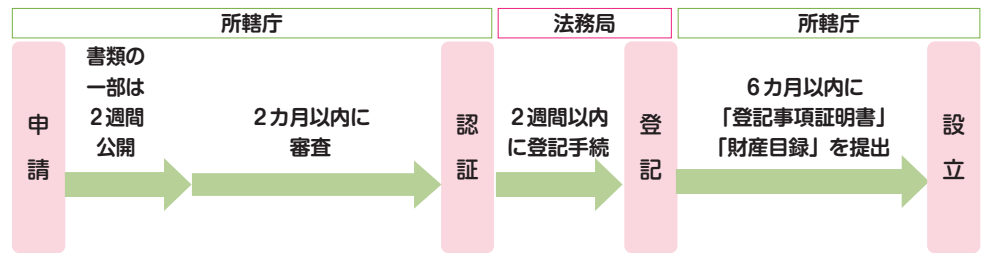
### NPO法人の設立手順と費用

ここからは、NPO法人の設立手順と費用について解説していきます。

#### 1. 認証の申請に必要な書類と所轄庁

NPO法人を設立するには、所轄庁の条例で定めるところにより、【図表2】の①～⑪の書類を所轄庁に提出し、設立の認証を受ける必要があります。所轄庁は原則とし

【図表3】  
NPO法人設立に向けた  
手続きの流れ



て、主たる事務所が所在する都道府県知事となりますが、その事務所が政令指定都市等の区域内のみに所在する場合は、該当する政令指定都市の長となります。

## 2. 申請前の窓口での事前相談

認証を申請する書類は、郵送でも受け付けてもらえますし、最近ではオンライン申請ができる所轄庁もあります。しかし、正式に提出する前に一度窓口を訪ね、書類の事前相談を受けることをお勧めします。訪問の際は、あらかじめ担当部署に連絡し、訪問日時を打ち合わせてください。

## 3. 法人の認証と登記

提出した書類の一部は、所轄庁が受理した日より2週間公開され、市民の目でも点検されます【図表3】。その後2カ月以内に審査され「認証」「不認証」が決定し、書面で通知されます。不認証の場合は、不認証の理由を改善して再度申請すればよいでしょう。

認証の通知を受けても、まだNPO法人は成立していません。団体の事務所所在地を管轄する法務局（地方法務局・支局・出張所を含む登記所）でNPO法人設立の登記手続きを行い、登記完了の通知を受けて初めて成立したことになります。

登記手続きは、登記を代行する専門家である司法書士に依頼するのが一般的ですが、自分で登記することもできます。その場合は一度法務局に相談に行ってみてください。その際、法務局で登記に必要な用紙を入手しておきましょう。設立の登記は、所轄庁

から認証の通知があった日から2週間以内に行う必要があります。

登記が終わっても、ホッとするのはまだ早いです。NPO法人は、登記により法人として成立した後、遅滞なく、当該登記をしたことを証する「登記事項証明書」及びNPO法人成立時に作成する「財産目録」を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければなりません。もし、設立の認証を受けた者が認証のあった日から6カ月を経過しても登記をしない時は、認証を取り消されてしまつので注意が必要です。

さて、所轄庁への認証申請と法務局への登記申請ですが、費用は一体いくらくらいかかるでしょうか。実は、驚くことに所轄庁への認証申請も法務局への登記申請も、なんと無料なのです。設立手続きを全部自分で行えば、費用は一切かかりません。

## NPO法人の設立に向け、どんな準備が必要？

### 1. 法人の社員・役員

NPO法人は、団体の構成員として社員10人以上が集まれば設立することができます。ここで言う「社員」とは団体を構成し、法人化後は、社員総会に出席して法人の運営に参加する個人または団体のことです。多くの団体では「正会員」という名称にして、この社員のことなのです。

NPO法人の設立に際しては、まず賛同してくれる最低10人の社員を確保し、次に

設立のための役割を分担する必要があります。役割として、まず法人を切り盛りする役員があります。NPO法人の役員には「理事」と「監事」がありますが、理事の代表者が代表理事であり、必要に応じて副代表理事や専務理事などを置くことができます。

## 2. 事業の内容

法人化の準備に際して、最も重要な検討項目が、その団体が行う事業の内容です。どのような事業を行うかは、設立趣旨に基づいて決定することになりますが、NPO法人の特色の一つは、収益事業を比較的自由に行うことができる点にあります。しかし、収益事業はあくまでも非営利事業の補完的な事業を意味し、総収入の50%を超えて収益事業を行うことはできません。

例えば、福祉団体がよく行うバザーや、本の出版などが「収益事業」にあたります。なお、介護保険関係の事業など、特定非営利活動促進法では非営利事業と解釈されるものでも、税法では収益事業になるものもありますので、どちらの事業にあたるかわからない時は必ず専門家に相談してみてください。

先に述べたとおり、NPO法人が行うことができる事業は法律で定める20の活動分野に限定されていますが、活動分野について詳細な法律の解釈や指針を示す規定があるわけではありませんので、それぞれの分野を広義に解釈することによって、実質的に多くの事業を取り込むことが可能です。



活動によって利益が生じて、それが個人に配分されない限り問題ありませんが、宗教活動や政治活動は制限されており、本来は問題ないと思われる法人の名称なども所轄庁によってはかなり神経を使うケースがありますので、ご注意ください。

NPO法人を設立することは、事業を起こすことに他なりません。設立者は、会社をつくる起業家と同じです。どのような事業に将来性があるか、採算性なども含めて検討して、最終的に事業内容を固めていく必要があります。

## NPO法人の運営

### 1. NPO法人の運営費はどうする？

NPO法人を設立したら、会社と同じで自分たちで稼ぐか、会員を増やすかなどについて、自分たちで考えていく必要があります。他力本願ではいけません。

もちろん、銀行からお金を借りるという方法もありますが、金融機関は常に過去の実績を判断基準にしてお金を貸しますから、何の実績もなく、これから事業を始めようとする団体がいきなりお金を借りることは難しいでしょう。

ただし、NPO法人の場合は、活動に賛同する人を集めるという方法があります。もちろん、信用がなければできませんが、これまでの仕事上でつきあいのあった人などに事業計画書を見せて、団体に見込みが

あると判断してもらえれば、会員になってもらうことは決して不可能ではないでしょう。また、NPO法人としての能力を高く買ってくれる複数のスポンサーに賛助会費を出してもらったり、寄付金を募る手もあります。

### 2. NPO法人は誰でも運営できる？

NPO法人を設立する際には、役員と社員（会員）が必要ですが、そこに職業上の縛りは特にありません。

学生でも、主婦でも、公務員でも、お坊さんでも、政治家でも、社長さんでも、誰でも会員や役員になります。もちろん、兼業が禁止されているような公務員や会社もありますから、役員報酬や給料を受け取るということになれば注意が必要です。逆に言うと、無給やボランティアであれば、職業上も年齢も何も制限がないことになります。

ただし、役員の割合には親族制限があります。役員（理事と監事）に「親族関係者等」や「同一法人関係者等」が多すぎると規定に抵触します。特に役員数が少ないNPO法人は要注意です。役員に占める親族関係者等の割合は、3分の1を超えることはできません。ですので、家族だけで運営することは不可能です。

また、特定の法人の役員や従業員が3分の1以下であることも必要です。役員の中で、同一法人の役員や従業員の割合が3分の1を超えることはできません。役員がそれぞれ別の法人に勤めていれば問題ありませんが、全員が同じ会社の従業員だと基準に

抵触します。例えば、公務員だけでNPO法人を設立しようとした場合、同じ市役所の職員だけで運営することはできないので、どうしても公務員だけで運営したければ別の市役所の職員を役員に据えましょう。

### 3. 設立後にも手続きはある？

NPO法人は、設立後も何かしら手続きがついて回ります。1年間の事業報告書や決算に関する書類、役員や社員の名簿などは毎年、所轄庁へ提出することが義務づけられています。これらの書類は公開され、市民が閲覧できるようになっています。

運営する中では、NPO法人にとっての憲法とも言える定款の他、登記事項を変更することもあてなう。これも所轄庁への届出が欠かせません。

また、認定基準を満たさなくなった場合や、毎年の事業報告書等の提出をしていないなど義務違反をした場合には、認定が取り消されます。

### 4. NPO法人はやめられる？

NPO法人を設立してみたものの、やはりやめようと思ったら、会社と同じで解散することがあります。具体的には解散登記をして、法人財産の清算の手続きを行い、それをすべて終えてから、清算終了の登記を行うことが必要です。登記完了後には所轄庁への届出をすることになります。特に難しい審査のようなものは一切ありませんし、数年間は運営しなければならぬというような縛りもありません。